

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ . . . 第 回総会； 市 ）			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、財務省	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局		
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	1 地方の一般財源総額の確保について			
提案市	須坂市			
提案要旨	平成 29 年 4 月の消費税率の再引上げが延期される予定となったことに伴い、見込まれる社会保障費等の財源不足を地方に負わせることなく、地方に真に必要な一般財源総額を確保すること。			
提案理由	消費税率の改正延期の表明により、消費税率 2 パーセント分の財源の確保が不可能となる見込みで、今後、社会保障の充実や基礎的財政収支を黒字とするため、新たな財源の確保と地方交付税など地方の歳出の削減が想定される場所であるが、少子化問題への対策、高齢化による社会保障費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持補修費等財政需要は増大しており、一般財源総額の確保は重要な課題である。			
現況及び課題等	<p>平成 26 年 4 月に消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられた際には、地方交付税分として 1.40 パーセント、地方消費税分として 1.7 パーセントが配分された。</p> <p>消費税率が 8 パーセントから 10 パーセントになった場合、地方交付税分として 1.52 パーセント、地方消費税分として 2.2 パーセントが地方の財源として配分される予定であったが、消費税率の再引き上げを平成 31 年 10 月まで 2 年半延期することが表明された。</p>			
関係法令	地方交付税法			